

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（令和6年3月1日時点）

（単位：千円）

No.	補助・単独	交付対象事業の名称	経済対策との関係	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援		所管		A 総事業費		事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
				推進事業メニュー				B 交付対象経費				
1	単	鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業【令和5年度12月補正】	I. 物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業（国の支援対象外となっており、電力使用量が特に多い特別高圧で受電する事業者の電気料金の支援を行うことにより、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けている事業者の負担軽減が図られる。）	商工労働 水産部	産業立地 課	229,950	206,955	①特別高圧で受電する事業所の電気料金への支援を行うことで、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受ける電力使用量が特に多い県内事業者の負担軽減を図る。 ②特別高圧で受電する事業所の電気料金への補助 ③（1,683,000kWh（本県の2024年の特別高圧電気年間総需要量）-150,000,000kwh（官公庁・医療機関分））×0.6円×3/12月補助金：229,950千円 （うち、臨時交付金充当額 206,955千円） ＜単価0.6円の設定根拠＞ ・直近の再エネ賦課金は、1kwhあたり1.4円 （先行して実施している国の高圧支援は、再エネ賦課金をもとに設定） ・国が延長期間（R5.9以降）における支援単価は、当初の半分としていること、特別高圧の単価が高圧の単価より低く推移していることを踏まえて、0.6円とする。 （1）1.4円×1/2＝0.7円 （2）0.7円×0.85（高圧と特別高圧の価格差＝1:0.85）＝0.6円 ④特別高圧を受電し県内に事業所を有する企業（大企業・中小企業は問わず、いずれも対象とする。）	R5.12	R6.4以降
2	単	LPガス使用世帯等支援事業【令和5年度12月補正】	I. 物価高から国民生活を守る	○	③消費下支え等を通じた生活者支援	商工労働 水産部	エネル ギー対策 課	507,500	483,450	①コロナ禍におけるLPガス価格高騰の影響を受ける一般家庭等の負担軽減を図るとともに、県民への安定的なエネルギー供給の維持を図る。 ②LPガス販売事業者に対する値引き分の補助 ③補助金：441,000千円 （うち、臨時交付金充当額483,450千円） 300円（1世帯当たり1か月の支援単価）×49万世帯（県全体の使用世帯の概数）×3か月（期間R6.1月～3月） 事務処理手数料：40,000千円 事務費（補助金交付に係る人件費、郵送料等（委託））：26,500千円 ＜単価の考え方＞ 一般家庭の1か月あたりの平均使用量である10㎡あたりの販売価格を勘案した上で、R5.8時点の小売価格が過去1年間横ばいであること、国の都市ガスの補助額が半減されることを参考に単価（600円×1/2）を設定 ④LPガス販売事業者（LPガスを使用する一般家庭等）	R5.12	R6.4以降
計								737,450	690,405			